

# 大沢住民協議会会則

昭和48年10月施行

平成9年3月15日廃止

平成9年3月15日制定

平成11年6月19日改正

平成12年6月25日改正

平成13年6月24日改正

平成17年3月31日廃止

平成17年4月1日制定

平成19年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成23年4月1日改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大沢住民協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、住区住民の連帯と責任に基づき、住民参加によるコミュニティ活動を通して、快適な住みよい地域社会の形成を目指すことを目的とする。

(住区の範囲)

第3条 本会を構成する住区の範囲は、大沢地区および野崎の一部地区とする。

(構成)

第4条 本会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 住区住民によって組織する団体、本会と共同して活動する団体およびコミュニティ・センター利用サークルの会員から選出された者
- (2) 住区内の住民で本会の一般公募に応じた者
- (3) 本会が必要と認めた者

2 本会を構成する委員の数および選出区分は、別に規則で定める。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、三鷹市大沢四丁目25番30号大沢コミュニティ・センター内に置く。

(事業)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互のふれあいの場を設け、親睦と交流の増進をはかる活動
- (2) 住区内の環境を保護し、よりよい環境をつくるための活動
- (3) 住区住民の健康と福祉の増進をはかる活動
- (4) 広報紙、書籍、パンフレット等を発行し、地域に関する調査および情報の提供を行う活動
- (5) 住区住民の知識と教養を高める文化活動
- (6) 住区住民のスポーツ振興と健康の増進をはかる活動
- (7) 防災に関する情報提供とコミュニティ・センター内の防災活動および大沢地域防災対策本部との連携
- (8) コミュニティ・センターの管理・運営に関すること
- (9) 地域内諸団体の事業に協調し、協力すること
- (10) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること

## 第2章 組織

(組織)

第7条 本会は、総会、役員会、部会、コミュニティ・センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を組織し、これらの組織に基づき本会の管理運営および活動の方針を協議・決定する。

2 本会の事業活動に必要な場合、前項の組織とは別に事業の企画または実行委員会を設け、これにあたることができる。

3 役員会が特に必要と認めた本会の重要事項を協議・検討するため、別に特別委員会を設け、これにあたることができる。

(部会)

第8条 本会は、総務、環境、厚生、広報、文化、体育、防災の7部会を置き、次の業務をそれぞれ分掌する。

(1) 総務部会は、総会、役員会、特別委員会の開催および各部会の業務に属さない事項

(2) 環境部会は、第6条第1項第2号に関する事項

(3) 厚生部会は、第6条第1項第3号に関する事項

(4) 広報部会は、第6条第1項第4号に関する事項

(5) 文化部会は、第6条第1項第5号に関する事項

(6) 体育部会は、第6条第1項第6号に関する事項

(7) 防災部会は、第6条第1項第7号に関する事項

## 第3章 委員

(任期)

第9条 委員の任期は、6月の総会から2年とし、再任を妨げない。

2 任期の途中で欠員補充もしくは増員により新たに選出された委員は、その任期を他の委員の残任期間とし、直近の総会で報告する。

3 第4条第1項第1号の委員に欠員の生じたときは、速やかに補充する。

4 第4条第1項第2号の委員は、いつでも募集することができる。

5 第4条第1項第3号の委員は、必要なときいつでも選出できる。

(任務)

第10条 委員は、いずれかの部会に所属し、部会活動に参画するほか、本会の運営方針の決定、役員を選任および運営方針に基づくコミュニティ活動に参画する。

(協力委員)

第11条 第4条第1項に定める委員のほかに本会の活動の協力者として協力委員を置く。協力委員に関する事項は、別に規則で定める。

## 第4章 役員

(役員)

第12条 本会には、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計	2名
監査	2名
部会長	各1名
副部会長	各1名

(選任)

第13条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計および監査は、6月の総会において委員の中から選任する。選出の方法は、別に規則で定める。
- (2) 部会長および副部会長は、部会委員により互選し、6月の総会において選任する。

(任期・欠員補充)

第14条 役員任期は、6月の総会から2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長、副会長、会計、および監査は、連続して3期6年を超えて在任することができない。
- 3 会長、副会長、会計、および監査に欠員の生じたときは、施行規則第8条の規定に従い、臨時総会を開催し、選任する。その任期は前任者の残任期間とし、第2項の任期には算入しない。
- 4 部会長または、副部会長に欠員の生じたときは、部会委員の互選により選出し、役員会および直近の総会において報告、承認を受ける。その任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第15条 役員はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会の運営にあたり会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の運営および活動にともなう経理の任にあたる。
- (4) 監査は、本会全般の監査の任にあたる。監査に関する事項は、別に規則で定める。
- (5) 部会長は、部会を代表し、部会の運営および活動を総括する。
- (6) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 2 会長および監査は、他の役員を兼任できない。ただし、副会長及び会計は、やむを得ない事情あるときは、部会長もしくは副部会長を兼任することができる。

(相談役)

第16条 本会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、必要に応じ役員会で推薦し、総会の承認を得る。
- 3 相談役は、本会の重要会務にかかわる諮問に応ずる。

## 第5章 会 議

(会義の種類)

第17条 会議は、総会、役員会、部会、運営委員会、事業実行委員会および特別委員会とする。

(総 会)

第18条 定期総会は、毎年3月と6月に開催し、本会の運営に関する基本方針を決定する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。また、委員の3分の1以上の要求があるときは、30日以内に開催しなければならない。
- 3 総会は、次の事項を付議し、議決または承認する。
  - (1) 事業計画および予算 (3月)
  - (2) 事業報告および決算 (6月)
  - (3) 役員を選任
  - (4) 会則の改廃
  - (5) 役員会が特に重要と認めて提案する事項
- 4 総会は、第4条に定める委員により構成されるが、住区の住民はオブザーバーとして参加することができる。
- 5 総会は、会長が招集し公示する。

(役員会)

第19条 役員会は、会長、副会長、会計、部会長および副部会長をもって構成する。

- 2 役員会は、原則として月1回会長が開催する。ただし、役員の過半数の要求があるときは、会長は速やかに役員会を開催しなければならない。
- 3 役員会は、次の事項を決定する。
  - (1) 事業計画案および予算案
  - (2) 事業報告および決算
  - (3) 事業実行委員会および特別委員会の設置
  - (4) 会則の改廃案および諸規則の制定、改廃

- (5) 本会の運営に関する重要事項
- (6) 特に重要と認めて総会に提案する事項  
(部 会)

第20条 部会は、原則として月1回部会長が開催し、次の事項を決定する。

- (1) 部会の事業計画案および予算案
- (2) 部会活動案および部会活動に必要な事項
- (3) 役員会および各委員会に提案する事項
- (4) 正副部会長の互選  
(運営委員会)

第21条 運営委員会は、会長、副会長より1名、会計より1名、各部会より選出された各1名の10名で構成し、正副委員長を互選により選任する。

2 運営委員会は、原則として月1回委員長が開催し、次の事項を決定する。

- (1) 施設の管理・運営に関する事業計画案および予算案
- (2) 施設の管理・運営に関する事業報告案および決算案
- (3) 施設の管理・運営に関する事項
- (4) 事務局についての諸規則改廃案に関する事項
- (5) 役員会に提案する事項

3 その他必要な事項については、別に規則で定める。

(事業実行委員会)

第22条 事業実行委員会は、事業の準備と実施を行う委員会であり、役員会の承認を得て、関係の部会ならびに関係団体の協力により運営する。

2 事業実行委員会の組織、担当および事業実施方法は、委員会設置の都度協議し決定する。

(特別委員会)

第23条 特別委員会は、部会の所掌しない重要な事項等について検討するため設けるものとし、役員会の承認を得て設置する。

2 委員の選出・運営方法は、別に規則で定める。

(会議の議決)

第24条 会議は、当該会議に所属する委員の半数以上の出席を得て成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(会議録等の作成)

第25条 すべての会議の議事を記録するため、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 会議開催日時および場所
- (2) 委員の出席者または出席者数

- (3) 付議事項の可否結果
  - (4) 議事の経過概要
- 2 前項の会議録等は、請求がある場合、閲覧に供するものとする。閲覧の請求方法等は、別に規則で定める。

## 第6章 事務局

(組 織)

第26条 本会運営の事務処理のため、事務局に次の職員（以下「事務局職員」という。）を置く。

(1) 事務局長 1 名

(2) その他の職員 若干名

(職員の任免)

第27条 会長が、事務局職員を任免する。

2 事務局職員の任免等人事に関する事項は、別に規則で定める。

(事務局の分掌)

第28条 事務局職員の業務分掌、サービスおよび処遇等に関する事項は、別に規則で定める。

## 第7章 会 計

(収 入)

第29条 本会の経費は、助成金、寄付金等の収入をもってあてる。

(予 算)

第30条 本会の収支予算は、毎年3月の総会の議決を経るものとする。

(決 算)

第31条 本会の収支決算は、毎年の会計年度終了後、監査の意見を付し、6月の総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(活動基金)

第33条 本会活動の円滑な推進を図るため「コミュニティ活動基金（以下「基金」という。）を設ける。基金の予算、決算および会計年度については、第30条から第32条までの規定を適用する。設置する基金の内容については、別に規則で定める。

## 第8章 補 則

(委員等の実費弁償)

第34条 役員および委員は、無報酬とする。ただし、委員等の活動に伴う交通費については、別に規則で定める。

(会則の改廃)

第35条 本会の会則の改廃は、総会の出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(規則の制定および改廃)

第36条 本会の運営に関する諸規則は、役員会の議決を経て、制定または改廃することができる。ただし、直近の総会において報告しなければならない。

### 付 則

- 1 大沢住民協議会会則（昭和48年10月施行、以下「旧会則」という。）は、平成9年3月15日廃止する。
- 2 この会則は、平成9年3月15日より施行する。
- 3 委員および役員の任期について、第14条の規定にかかわらず、平成8年度委員の任期を平成9年6月の定期総会までとする。
- 4 この会則は、平成11年6月19日より施行する。
- 5 この会則は、平成12年6月25日より施行する。
- 6 この会則は、平成13年6月24日より施行する。
- 7 この会則は、平成17年4月1日より施行する。ただし、この会則による改正後の役員の任期に関する第14条第2項の規定は、平成19年6月の定期総会より適用する。
- 8 この会則の施行の日から従前の大沢住民協議会会則は、廃止する。
- 9 この会則は、平成19年4月1日より施行する。
- 10 この会則は、平成21年4月1日より施行する。
- 11 この会則は、平成23年4月1日より施行する。
- 12 この会則は、令和6年4月1日より施行する。